

戦没者の遺骨鑑定の取組状況について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

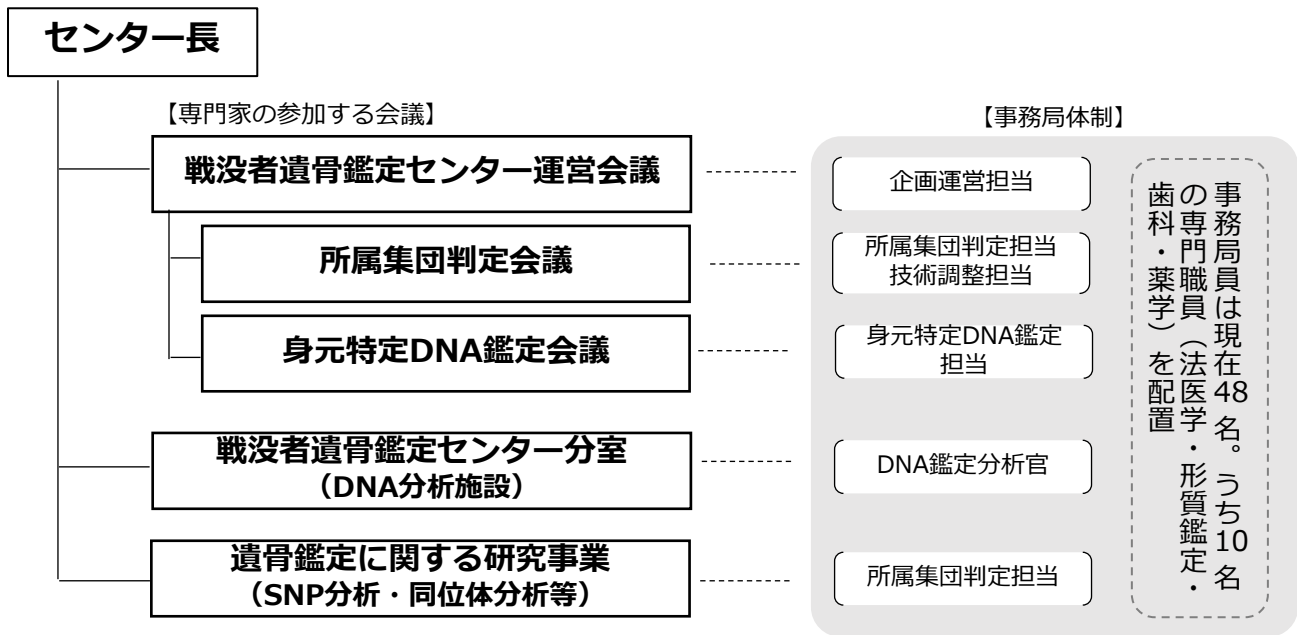
戦没者遺骨鑑定センター（概要）

業務内容

- 遺骨の科学的な鑑定
 - ・日本人か否かの所属集団判定（形質鑑定、DNA鑑定）
 - ・遺族との身元特定
- 遺骨収容に関する技術的事項
- 戦没者遺骨の鑑定に関する研究
 - ・最新の技術、研究の実務への応用を目指す
- 諸外国の鑑定機関との共同鑑定

戦没者遺骨鑑定センターの体制

※社会・援護局に設置（令和2年7月16日に大臣伺い定めとして立上げ）



戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

戦没者遺骨鑑定センターの運営を含む遺骨収集事業全般について定期的に報告し外部有識者の意見をいただく

戦没者遺骨鑑定の実施状況等について

1 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定

- 平成15年度から、遺留品等の手掛かり情報がある場合に、戦没者を特定し、関係遺族に連絡。遺族の申請に基づき、身元特定のためのDNA鑑定を実施
 - 遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨については、試行的取組の結果を踏まえ、令和3年10月から厚生労働省が検体を保管する全地域を対象にDNA鑑定を実施（※）
- (※)手掛かり情報がない遺骨について、身元特定のためのDNA鑑定により、令和2年度に硫黄島の遺骨2柱及びキリバス共和国タラフ環礁の遺骨2柱、令和4年度に硫黄島の遺骨1柱の合計5柱について、身元を特定
- 平成15年度から令和5年5月末までに遺族から6,982件の申請を受理(うち対象地域拡大に伴う申請は1,680件)

(実績) (令和5年6月末時点)

身元特定	審議件数（平成15年度～令和5年度）	
	5,208件	身元が判明
		1,232件

2 戦没者遺骨の所属集団判定

- 戦没者遺骨の所属集団判定については、令和2年度から、DNA分析結果等を踏まえた判定を実施
 - 日本人の可能性が低いと判定した遺骨については、相手国政府と返還協議を実施
 - DNAの著しい劣化等により判定不能な遺骨は、国立科学博物館において次世代シーケンサによるSNP分析（※）を実施。令和4年12月より、SNP分析結果を含めて遺留品や埋葬情報等を総合的に勘案して所属集団を判定
- (※) SNP分析：劣化したDNA断片からDNA配列を分析。出土人骨の分析にも活用
- 令和4年度から同位体分析の遺骨鑑定への活用に関する研究事業を実施し、日本人に関する同位体データ等を検証

(実績) (令和5年6月末時点)

所属集団	判定結果（令和2年度～令和5年度）			
	7,602件	日本人遺骨	判定不可	日本人遺骨の可能性低い
		6,171件	1,323件	108件

3 戦没者遺骨の鑑定体制の強化

- 戦後80年近くが経過し遺族が高齢化する中で一柱でも多くの遺骨の身元を早く特定することが必要であることに加えて、令和2年5月にとりまとめた「戦没者遺骨収集事業及び実施体制の抜本的な見直し」を受けて、日本人と判明しない限り遺骨全体の送還が実現しないことから、遺骨の科学的鑑定体制の強化が必要
- 鑑定機関（12大学）に委託して鑑定することに加えて、令和4年9月、厚生労働省自らも専門家を雇用して分析施設を設置。遺骨検体の送還後、直ちに鑑定に着手できるよう、鑑定の迅速化、鑑定体制の強化を図る。

令和4年度における戦没者遺骨の身元・所属集団の確認状況

1. 身元特定DNA鑑定会議（戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施状況について）

- 令和4年度は身元特定DNA鑑定会議を5回開催。919件の鑑定結果を審議した結果、21件について身元が判明した。
- そのうち、手掛かり情報がない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、新たに1件について身元が判明した。
- 令和5年度はこれまでに1回開催。160件の鑑定結果を審議した結果、1件について身元が判明した。

2. 所属集団判定会議（戦没者遺骨の所属集団の判定状況について）

- 令和4年度は所属集団判定会議を4回開催。2,265件を審議した結果、「日本人の遺骨である」が2,059件、「判定不可」が202件、「日本人の遺骨である可能性が低い」が4件となった。
- そのうち、次世代シーケンサによるSNP分析の結果等を含めて総合的判定を実施したものが33件。審議の結果、「日本人の遺骨である」が23件、「判定不可」が10件となった。
- 令和5年度は6月末までに1回開催。87件についてSNP分析の結果等を含めて総合的判断を実施。審議の結果、「日本人の遺骨である」が78件、「日本人である可能性が低い遺骨」及び「判定不可」が9件となった。

		(令和3年度末時点件数)	(令和4年度末時点件数)
身元の 確認状況	身元が判明した遺骨	1,210	1,231
	身元が否定された遺骨	2,921	3,819
所属集団の 確認状況	日本人の遺骨	4,034	6,093
	判定不可の遺骨※1	1,481 うち所属集団判定会議 における判定：1,240	1,683 うち所属集団判定会議 における判定：1,442
	日本人である可能性が低い遺骨※2	556 うち所属集団判定会議 における判定：96	560 うち所属集団判定会議 における判定：100

※1 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」（令和2年3月25日）において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2事例、全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン10検体。そのほか、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」（令和元年12月18日）において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例の計241件を含む

※2 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」（令和2年3月25日）において、日本人を主体とした埋葬地ではないとされたロシア7事例・460件を含む。

(参考) 「判定不可」事案に関する有識者会議からの指摘を踏まえた対応

(1) 所属集団判定会議において科学的証拠等から判断できず「判定不可」という結論に至った事案の対応

○令和2年5月にとりまとめた「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」を受けて、遺骨収集事業の相手国に対して、抜本的な見直し内容及び新たな収容・鑑定プロセスを示した上で丁寧に説明し、相手国から理解を得た上で遺骨・検体を採取し、科学的鑑定を実施している。

➡ したがって「判定不可」となった当該事案については、新しいプロセスに従い、相手国に連絡して協議する対象となる。

○相手国との協議では、特に以下の点を含め、日本側の鑑定プロセスを丁寧に説明する

- ・科学的な証拠等から「日本人の遺骨ではない」と積極的に判断したものではないこと
- ・一方で、様々な情報を基に専門家により総合的に判断した結果、「日本人の遺骨」とは積極的に判断できないこと

➡ 「判定不可」となった当該事案の取扱いについては、相手国との協議において決定する。

(2) 所属集団判定会議における判断について

○所属集団判定会議では、埋葬資料や遺留品、DNA鑑定や形質鑑定の結果などを基に総合的に勘案し、「日本人の遺骨」「日本人の遺骨の可能性が低い」「判定不可」のいずれかを科学的に判断いただく。

○なお、遺留品等については、個人識別に繋がらないが状況的に日本人を示す遺留品等が発見された場合、遺骨の収容状況とあわせて総合的に判断する。

(令和4年度第2回有識者会議構成員からの主な指摘)

- ・現段階で科学的に判定できないかもしれないけれども、日本人ではないということが確定していない以上、返還に向けて即動くということは、やはりご遺族の理解なども得られないのではないかと。
- ・海外からのご遺骨を日本に持ってきているということであると、海外のご遺族という方も場合によってはいらっしゃるわけなので、日本人ではないのだとすると、海外のご遺族たちの思いもある程度考えなければいけない。
- ・協議次第であり、協議を丁寧にやっていただくことになる。
- ・日本での鑑定結果、現段階での緻密な鑑定結果については、相手国に対して通報する。その上で、丁寧に説明した上で、相手との協議の中で決めていくということになるかと思う。
- ・完全に日本人ではないと言っているわけではないというニュアンスなども含めて説明し、相手国からも返還を求めないということになった場合、ご遺骨であり、尊厳をもって扱わなければならない。

所属集団判定会議（令和5年6月）において総合的判定を実施した事案①

- 令和5年6月2日、10事案・87件についてSNP分析の結果等を含めて総合的判定を実施（うち再審議1件を含む）
- 審議の結果
 - ・「日本人の遺骨である」が78件
 - うち1件は、総合的判定の結果「判定不可」とした事案であったが、新たに確認された形質情報に基づき再審議した事案
 - ・「日本人である可能性が低い遺骨」が8件
 - ・総合的に見て日本人遺骨と判定する科学的根拠が確認できないとして「判定不可」としたものが1件となった。

収容地域	収容時期	所属集団判定会議における審議結果		
		形質鑑定・DNA鑑定結果等に基づく最初の審議結果	研究事業から得られたSNP分析結果等の新たな参照情報	総合的な判定結果
①ロシア (ハバロフスク地方)	平成22年8月 平成23年8～9月 平成24年6～7月	審議時期：令和3年3月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 10	日本人 1 日本人ではない 8 検体不良で分析不能 1	日本人遺骨である 1 日本人遺骨である可能性が低い 8 判定不可 1
②ロシア (イルクーツク州)	平成23年7月 平成24年8～9月 平成26年6～7月	審議時期：令和3年3月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 1	日本人 1	日本人遺骨である 1
③硫黄島	平成30年6～7月 平成30年11～12月 平成31年1～2月	審議時期：令和3年3月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 4	日本人 1 SNP分析による判定不能 3	日本人遺骨である 4

所属集団判定会議（令和5年6月）において総合的判定を実施した事案②

収容地域	収容時期	所属集団判定会議における審議結果		
		形質鑑定・DNA鑑定結果等に基づく最初の審議結果	研究事業から得られたSNP分析結果等の新たな参照情報	総合的な判定結果
④硫黄島	令和元年7～8月 令和元年9～10月 令和元年11～12月 令和2年1～2月	審議時期：令和3年9月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 2	SNP分析による判定不能 2	日本人遺骨である 2
⑤ソロモン諸島（米国受領）	平成25年3月 平成25年12月 平成26年10月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 5	日本人 日本人の可能性が高い 4 1	日本人遺骨である 5
⑥ウエーク島（米国受領）	平成25年3月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 1	日本人 1	日本人遺骨である 1
⑦東部ニューギニア（米国受領）	平成26年10月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 3	日本人 SNP分析による判定不能 1 2	日本人遺骨である 3
⑧フィリピン（米国受領）	平成25年3月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 1	日本人 1	日本人遺骨である 1

所属集団判定会議（令和5年6月）において総合的判定を実施した事案③

収容地域	収容時期	所属集団判定会議における審議結果		
		形質鑑定・DNA鑑定結果等に基づく最初の審議結果	研究事業から得られたSNP分析結果等の新たな参照情報	総合的な判定結果
⑨パラオ諸島（ペリリュー島）	令和元年9月	審議時期：令和3年6月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 59	日本人 45 日本人の可能性が高い 11 SNP分析による判定不能 3	日本人遺骨である 59

【再審議事案】

⑩東部ニューギニア（オロ州）	平成15年10～11月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和4年12月 ⇒ 令和5年6月		
		判定不可（SNP分析対象） 1	検体不良で分析不能 1	日本人遺骨である 1

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に関する広報について

(厚生労働省ポスター・リーフレット)

【令和5年度における広報の取組】

- 政府広報など様々な手段を通じて戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の申請をご案内
- 令和5年3月に「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律」が成立したことを受けて、令和5年度は、当該特別給付金に関するご案内にリーフレットを同封し、関係する御遺族の方へ直接案内をご連絡
- また、昨年度末に開設した厚生労働省LINE公式アカウントを活用して、DNA鑑定の申請に関する情報提供を実施



(参考) 令和4年度に実施した広報の取組

- 令和4年6月に援護年金や恩給受給者を対象として受給額のお知らせにリーフレットを同封
- 令和4年7月に政府広報による全国紙・ブロック紙及び地方紙(計73紙)へ新聞広告
- 令和4年8月から、
 - ・ 日本遺族会の広報紙への掲載
 - ・ 地方自治体の広報紙への掲載
 - ・ 地方自治体におけるポスターの掲示及びリーフレットの設置
 - ・ (公社)全国老人福祉施設協議会の協力を得て、介護施設にポスターの掲示及びリーフレットの設置
- 令和4年9月に、全国紙・ブロック紙及び沖縄県主要地方紙(計10紙)へ新聞広告
- 令和4年12月に沖縄県庁においてDNA鑑定個別相談会を開催
- 令和5年1月に地方紙(計60紙)へ新聞広告



戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請のご案内

現在、右記の地域の戦没者のご遺族からDNA鑑定の申請を受け付けています。

〔厚生労働省が遺骨収集を行ってご遺骨の検体(DNA鑑定に使用する部位)を保管している地域〕



(50音順)
※令和3年12月集約点の状況。他の地域もご遺骨の確保が採られた次第鑑定を実施します。

DNA鑑定料は国が全額負担します。

厚生労働省問い合わせ先 **03-3595-2219** (受付時間(平日のみ) 9:30-18:00)
 申請についてお悩みの方や、戦没地がご不明の方などもまずはご相談ください。



戦没者遺骨鑑定に関する今後の取組内容について

1 戦没者遺骨の鑑定体制について

- 令和4年9月に厚労省において専門家を雇用し分析施設を設置。日本人の遺骨と判定しなければ遺骨全体の送還が実現しないため、検体が日本に送還された後に直ちに遺骨の分析に着手できるよう、分析施設と鑑定機関により鑑定を実施。

2 戦没者遺骨鑑定に関する研究等について

事業開始	事業名	実施機関
令和2年度	①戦没者遺骨の次世代シーケンサによるSNP分析事業	国立科学博物館
	②形質人類学的鑑定人の養成に係る研究事業	国立科学博物館
令和3年度	③身元特定に係るDNA鑑定の精度向上に関する厚生科学研究	関西医科大学等
令和4年度	④戦没者遺骨の年代測定及び所属集団判定における同位体分析の活用に係る研究	東京大学総合研究博物館

【令和5年度の取組】 ※いずれも継続実施

- 1 令和4年度までに814件を分析。令和4年12月から、SNP分析結果を含めて遺留品や埋葬情報等を総合的に勘案し、専門家による総合的な判断を実施。令和5年度は約500件を分析予定。
また、身元特定で判定不可となったmtDNAシーケンスについて、次世代シーケンス解析により得られるデータがあれば、身元特定に資する情報として活用を検討。
- 2 令和4年度までに4名の形質鑑定人を養成。今後、遺骨収容事業に協力いただく予定。
- 3 3か年の研究事業の最終年度。令和5年度は、戦没者遺骨鑑定の標準プロトコル（効率の良いDNA抽出方法）の作成と、戦没者遺骨と遺族のDNAデータのスクリーニングに関するソフトウェアの開発に必要な実証研究を実施予定。
- 4 令和4年度は、戦没者遺骨を用いた炭素・窒素安定同位体分析結果や放射性炭素同位体の年代測定結果や分析手順等を専門家により検証。令和5年度は炭素・窒素以外の元素についても分析するとともに、日本人に関する安定同位体分析データの作成などに取り組む予定。

戦没者遺骨鑑定における同位体分析の活用に関する委託研究について

- 戦没者遺骨の同位体分析は、結果の信頼性を担保する観点から、骨・歯に含まれる複数の成分を分析する必要がある（コラーゲン中の炭素・窒素・硫黄の元素と、アパタイト中の酸素・ストロンチウム等の元素）
- 「日本人遺骨の蓋然性」を判断するための日本人に関する同位体の確率分布を作成するため、令和4年度から、①標準分析法、②年代測定に関する基準値、③日本人に関する安定同位体分析データの作成について研究事業を実施（現在東京大学総合研究博物館に委託）
- 一方で、当該確率分布に日本人以外の現地人等が含まれる可能性は否定できないため、今後、海外の同位体分析データとの比較検証を通じて、帰属集団判別の確率分布の精度向上を図る

		令和4年度研究	令和5年度研究	令和6年度以降		
①標準分析法の作成 〔骨・歯から、同位体分析に必要な試料を採取し、分析するための標準分析法を作成〕	骨・歯コラーゲン分析法	分析法作成				
	歯アパタイト分析法		分析法作成			
	骨アパタイト分析法			続成作用を検証	分析法作成	
②年代測定に関する基準値の作成 〔同位体分析による年代測定から、遺骨が近世現代人かどうかを判定する基準を作成〕	放射性炭素同位体分析による基準	沖縄古墓判定で用いている年代測定に関する基準値の精度検証	年代測定に関する基準値の作成			
	炭素・窒素に基づく食性分析による基準					
③日本人に関する安定同位体分析データの作成 〔日本人に関する安定同位体分析データを収集・精査し、日本人遺骨の蓋然性が高いと判断するために、日本人に関する安定同位体の確率分布を作成〕	食習慣	炭素に係る確率分布	日本人の安定同位体分析データを検証	日本人の確率分布を作成	確率分布と海外の同位体分析データを比較検証	
		窒素に係る確率分布				
		硫黄に係る確率分布				
	水	降水	酸素に係る確率分布	日本人の安定同位体分析データを検証		日本人の確率分布を作成
		地質	ストロンチウムに係る確率分布			日本人の安定同位体分析データを検証 日本人の確率分布を作成

沖縄収容遺骨に対して用いる年代測定の見極め基準の考え方

- 現在、沖縄収容遺骨を対象に、放射性炭素同位体分析による年代測定を試験的に実施するなどして、古墓由来遺骨か戦没者遺骨か判定。
- 令和4年度同位体分析研究事業において、当該年代測定の見極め値について精度検証を実施。今後も実例を増やして検証し、戦没者世代の遺骨と判断するための年代測定の見極め値の精度を向上させる予定。

令和4年度同位体研究報告に基づく暫定見極め値

「戦没者遺骨の可能性が低い遺骨」を判定

^{14}C 濃度 (FMC)

放射性炭素 ^{14}C 濃度 (FMC) が
0.95～1.00の範囲外にある場合

(ただし ^{14}C 濃度 (FMC) が0.95～0.96の場合、炭素・窒素安定同位体比が現代日本人の分布域から外れるかどうかを考慮して判断)

「戦没者遺骨の可能性が低い遺骨」と判断

- ・ゼラチン回収率が1%未満の場合、コラーゲンが変性している可能性があるとして評価する
- ・炭素濃度 (重量%) が13.0%未満、窒素濃度 (重量%) が4.8%未満、炭素と窒素の原子数の比率が2.9～3.6を外れる場合、コラーゲンの変性又は外部有機物混入の可能性があると評価し、測定結果は採用しない

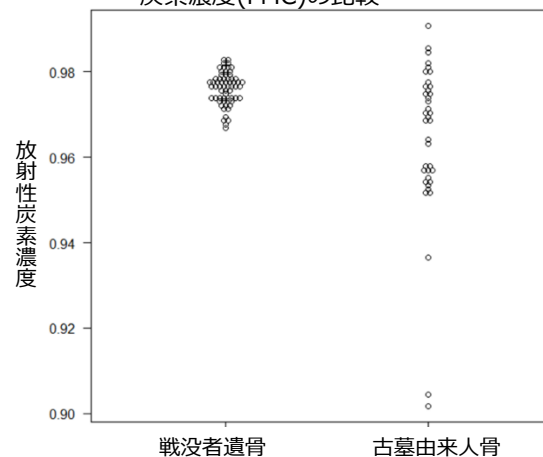
見極め基準の考え方

放射性炭素同位体による年代測定の計測値の表記

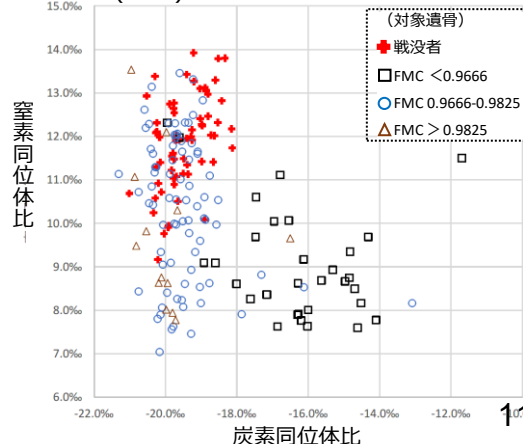
見極め基準

(留意事項)
精製コラーゲンの質の評価

(参考1) 戦没者遺骨と古墓由来人骨の放射性炭素濃度(FMC)の比較



(参考2) 炭素・窒素安定同位体比と放射性炭素濃度(FMC)と比較



同位体分析研究の鑑定プロセスへの検討について

- 同位体分析については、研究事業の成果を厚生労働省「戦没者遺骨鑑定センター」を通じて、形質人類学やDNA鑑定
の専門家と共有し、現在の鑑定プロセスへの活用について検討する。

同位体分析の研究事業

鑑定プロセスへの検討

令和4年度 研究成果

- 骨・歯コラーゲンに関する標準分析法の作成
- 放射性炭素同位体分析による年代測定に係る
基準値の精度検証
- 炭素及び窒素安定同位体比に関する日本人
データの収集、分析

(令和5年度内)

- 令和4年度研究内容の報告
- 戦没者遺骨を対象に
 - ・放射性炭素同位体分析結果
 - ・炭素や窒素等の安定同位体分析結果
について、専門的に検証

令和5年度 研究成果 (案)

- 年代測定に関する基準値
- 炭素及び窒素安定同位体比に関する日本人の
確率分布
- 歯アパタイトに関する標準分析法の作成
- 硫黄及び酸素安定同位体比に関する日本人
データの収集、分析

(令和6年度以降)

- 令和5年度研究内容の報告
- これまでに得られた研究内容を参考に、所属
集団判定に同位体分析を活用する具体的方法
などについて、運営会議の専門家等と検討

令和6年度 以降の研究

- 硫黄及び酸素安定同位体比に関する日本人の
確率分布
- 骨アパタイトに関する標準分析法を作成する
上で必要な続成作用の検証
- ストロンチウム安定同位体比に関する日本人
データの収集、分析

(同位体分析の活用例)

- ・形質鑑定やDNA鑑定とあわせて、所属集団
を総合的に判断するためのデータとして活用
- ・DNA情報では判断ができない事案への活用
- ・将来的に、DNA鑑定を実施する前さばきと
なるスクリーニングとしての活用

(参考資料)

鑑定に必要なDNA抽出・分析を実施した遺骨・遺族検体数の推移

(データ抽出件数)

令和4年度末現在(単位:件)

年度	遺骨件数	遺族件数	(参考) 鑑定機関数
平成29年度	202	191	11機関
平成30年度	330	397	11機関
令和元年度	768	502	12機関
令和2年度	955	553	12機関
令和3年度	684	754	12機関
令和4年度	519	1,611	13機関

(注) 上記件数には、再分析した件数を含む。

戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議の審議について①

身元特定DNA鑑定会議について

戦没者の遺骨を関係遺族にお返しするため、平成15年度から、記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合には、希望する遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施している。

現在、DNA鑑定の専門家で構成される本会議において、戦没者遺骨と関係遺族に係る個別のDNA鑑定を行っている。

【会議概要】 議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。 ※血縁関係の確認ができたものについて、特に記載のないものは手掛かり情報がある件数

(令和2年度)

1 第1回会議 (令和2年7月29日開催)

- 63件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが3件（うち手掛かり情報なし1件）。血縁関係の確認ができなかったものが49件。11件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

2 第2回会議 (令和2年9月29日開催)

- 54件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが3件。血縁関係の確認ができなかったものが49件。2件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。他に第1回会議で保留扱いとした手掛かり情報なし1件について血縁関係の確認ができたことの報告を行った。

3 第3回会議 (令和2年12月22日開催)

- 81件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが9件（うち手掛かり情報なし2件）。血縁関係の確認ができなかったものが65件。7件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

4 第4回会議 (令和3年2月17日開催)

- 28件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが4件。血縁関係の確認ができなかったものが18件。6件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

5 第5回会議 (令和3年3月23日開催)

- 60件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが6件。血縁関係の確認ができなかったものが5件。49件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

(令和3年度)

6 第6回会議 (令和3年6月22日開催)

- 53件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが1件。血縁関係の確認ができなかったものが51件。1件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

7 第7回会議 (令和3年9月22日開催)

- 110件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが4件。血縁関係の確認ができなかったものが103件。3件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議の審議について②

8 第8回会議（令和3年12月15日開催）

- 110件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが5件（注1）。血縁関係の確認ができなかったものが105件。
（注1）前回の第7回会議で血縁関係が確認できたものと同一個体であることが確認できた1件を含む。

9 第9回会議（令和4年2月9日開催）

- 114件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが2件（注2）。血縁関係が確認できなかったものが112件。
（注2）第9回会議で血縁関係が確認できた2件のうち1件については、第10回会議で結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。

10 第10回会議（令和4年3月23日開催）

- 124件について鑑定を行った。血縁関係が確認できなかったものが122件。2件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。

（令和4年度）

11 第11回会議（令和4年6月22日開催）

- 185件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが5件（注3）。血縁関係が確認できなかったものが178件。2件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。
（注3）第7回及び第8回会議で血縁関係の確認できたものと同一個体であることが確認できた1件、複数の個体があり、そのうち一部の個体について再度分析等した上で、結果を次回以降に報告することとなった1件、専門家による形質的な確認を行った上で、結果を次回以降に報告することとなった1件を含む。

12 第12回会議（令和4年9月14日開催）

- 174件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが2件（注4）。血縁関係が確認できなかったものが164件。8件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。
（注4）前回の第11回会議で血縁関係が確認できたものと同一個体であることが確認できた1件を含む。

13 第13回会議（令和4年12月21日開催）

- 238件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが9件（注5）。血縁関係が確認できなかったものが198件。31件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。
（注5）手掛かり情報なしの遺骨との間で鑑定を行った1件、その他、検出技術・検出キットの精度等を考慮し再度鑑定を行ったものを含む。

14 第14回会議（令和5年2月15日開催）

- 195件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが3件。血縁関係が確認できなかったものが184件。8件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。

15 第15回会議（令和5年3月29日開催）

- 179件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが5件（注6）。血縁関係の確認ができなかったものが174件。
（注6）第6回会議で血縁関係が確認できたものと同一個体であることが確認できた1件を含む。

戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議の審議について③

(令和5年度)

16 第16回会議(令和5年5月24日開催)

- 160件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが1件。血縁関係が確認できなかったものが157件。2件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定結果を審議した結果

令和5年6月末現在（単位：件）

年 度	身元が判明	身元判明に至らない	審議件数
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
平成25年度	68	126	194
平成26年度	65	125	190
平成27年度	43	93	136
平成28年度	40	394	434
平成29年度	16	50	66
平成30年度	49	444	493
令和元年度	25	231	256
令和2年度	26	186	212
令和3年度	10	493	503
令和4年度	21	898	919
令和5年度	1	157	158
計	※1,232	3,976	5,208

※身元判明数の地域別内訳：旧ソ連地域：1,201 南方等：31

戦没者遺骨の所属集団判定会議の審議について①

所属集団判定会議について

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、収容された遺骨の一部について、日本人の遺骨ではない可能性が指摘されていたにもかかわらず、適切な対応がなされていなかったことから、事業の見直しを行い、令和2年5月に見直し方針を公表し、日本人の遺骨であるかの判定を、専門家による「所属集団判定会議」で行うこととした。

【会議概要】 ※議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

(令和2年度)

1 第1回会議 (令和2年7月31日開催)

○ 所属集団判定会議について

当面の検討課題等を整理し、日本人と判定する基準、遺骨収容に関する技術の向上等について、検討していくこととされた。

○ 日本人遺骨の判定について

国際的なデータベースを基に日本人と判定する基準(判定基準)を設定するに当たり整理すべき事項について議論を行った。今後さらに具体的な判定基準を議論していくこととされた。判定基準の議論を行う際、令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体のDNAデータ等を資料として検討した。14検体のうち、2検体については日本人の遺骨である蓋然性が低く、その他の12検体については日本人の遺骨である蓋然性があるが、判定結果を確定するには至らず、引き続き、判定基準を含め議論を行い、日本人の遺骨であるか否かを判定することとされた。

2 第2回会議 (令和2年10月2日開催)

○ 日本人遺骨の判定について

STR型を基本とした分析(Y-STR、ミトコンドリアDNA)結果を基に国際的に利用されているWeb上のデータベース(YHRD、EMPOP)を利用して導き出したY染色体・ミトコンドリアDNAのハプログループと埋葬地・収容地の性格区分により日本人の遺骨の蓋然性を判定する基準について検討した。

○ カザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の判定について

令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体について判定を行った。

3 第3回会議 (令和2年12月3日開催)

○ ロシア、沖縄、マーシャル諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、キリバス、ウェーク島、ミャンマー、東部ニューギニア、フィリピンの遺骨の検体について判定が行われた。

4 第4回会議 (令和3年3月10日開催)

○ 硫黄島、樺太、東部ニューギニア等(オーストラリア・クイーンズランド博物館)、ロシアの遺骨の検体について判定が行われた。

戦没者遺骨の所属集団判定会議の審議について②

(令和3年度)

5 第5回会議(令和3年6月10日開催)

- ロシア、カザフスタン、パプアニューギニア、パラオ、ミャンマーの遺骨の検体について判定が行われた。

6 第6回会議(令和3年9月13日開催)

- ロシア、ベトナム、インド、タイ、カザフスタン、ソロモン諸島、硫黄島の遺骨の検体について判定が行われた。

7 第7回会議(令和3年12月20日開催)

- ロシア、占守島、樺太、ノモンハン、米国(ウェーク島)、ミクロネシア(ウォーレイアイ環礁)の遺骨の検体について判定が行われた。

8 第8回会議(令和4年1月11日開催)

- インドネシア、ロシア、フィリピン、マーシャル諸島、ミャンマー、パラオの遺骨の検体について判定が行われた。

9 第9回会議(令和4年3月28日開催)

- ロシア、硫黄島、沖縄、キリバス、トラック諸島、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

(令和4年度)

10 第10回会議(令和4年6月30日開催)

- ロシア、カザフスタン、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

11 第11回会議(令和4年10月12日開催)

- ロシア、トルクメニスタン、ビスマーク諸島、ソロモン諸島、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

12 第12回会議(令和4年12月27日開催)

- モンゴル、ロシア、マリアナ諸島、ビスマーク諸島、ソロモン諸島、沖縄、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

13 第13回会議(令和5年3月28日開催)

- ロシア、ミャンマー、硫黄島、東部ニューギニア、マリアナ諸島、キリバス、フィリピン、ソロモン諸島、沖縄、ビスマーク諸島、米国受領分の遺骨の検体について判定が行われた。

(令和5年度)

14 第14回会議(令和5年6月2日開催)

- ロシア、硫黄島、ソロモン諸島、ウェーク島、東部ニューギニア、フィリピン、パラオ諸島の遺骨の検体について判定が行われた。

所属集団判定会議において審議した判定結果

令和5年6月末現在（単位：件）

年度	判定会議	日本人遺骨	日本人遺骨の可能性が低い	判定不可	合計
令和2年度	第1回				999
	第2回	12	2	0	
	第3回	130	0	44	
	第4回	687	38	86	
令和3年度	第5回	606	0	444	4,371
	第6回	1,022	0	165	
	第7回	608	29	154	
	第8回	550	26	129	
	第9回	419	1	218	
令和4年度	第10回	489	0	78	2,265 (33)
	第11回	624	4	21	
	第12回	674(23)	0(0)	54(10)	
	第13回	272	0	49	
令和5年度	第14回	78(78)	8(8)	1(1)	87(87)
合計		6,171(101)	108(8)	1,443(11)	7,722 ^{注1} (120)

(注1) 合計件数は、これまでに所属集団判定会議において審議した累計件数である（再審議分を含む）。（ ）内の数は、SNP分析結果等を踏まえた再審議（総合的判定）による判定結果の件数を示す。

(注2) 重複分（確定前の判定結果）を除いた判定内訳は、日本人遺骨：6,171(101)件、日本人遺骨の可能性が低い：108(8)件、判定不可：1,323(10)件。

(注3) 上記の表に掲載された審議件数のほか、遺骨収集有識者会議「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」によるロシア7事例の判定により日本人遺骨の可能性が低いと判定された遺骨が460件ある。

また、同チーム報告書（令和2年3月25日）において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2事例、全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン10検体、及び、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」（令和元年12月18日）において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例の遺骨計241件については、次世代シーケンサを用いたSNP分析を導入・実施し、所属集団の判定を行うこととしていた。

地域別保管検体数

令和5年5月末現在（単位：件）

収集地域	検体数
旧ソ連	6,873
モンゴル	624
樺太	67
ノモンハン	85
硫黄島	820
沖縄	1,417
フィリピン	47
インドネシア	29
タイ	1
インド	18
ミャンマー	188

収集地域	検体数
東部ニューギニア	310
ビスマーク・ソロモン諸島	845
マリアナ諸島	966
パラオ諸島	218
マーシャル諸島	63
ギルバート諸島（タラワ）	182
ウエーク島	6
トラック諸島	21
メレヨン島（ウォーレアイ）	6
ツバル	1
不明	17

※保管検体数とは、遺骨収集にて採取し厚労省が保管している検体。
（鑑定機関において鑑定中の検体を含む）

合計	12,804
-----------	---------------

現在の遺骨収容・鑑定プロセス

埋葬地資料又は海外公文書館の資料や、現地での証言等を精査し、その結果に基づき遺骨を収容

遺骨の収容

現地及び日本の遺骨の形質の専門家(遺骨鑑定人)により実施

遺骨の形質の鑑定

現地住民等や交戦国の兵士等と判定

埋葬地資料又は海外公文書館の資料、現地での証言等の手掛かり情報、さらには埋葬の状況、遺留品等の状況を踏まえ、総合的に判断する。(判断の根拠等について、写真も含め、作成する報告書に明確に記録する。)

日本人の遺骨である蓋然性の確認

遺留品等から、現地住民等と判定

遺骨は持ち帰らない

遺留品等があり、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定(鑑定人等が直接又は写真等により確認)

検体のみを持ち帰り(未焼骨)

※検体以外の部位は現地で保管又は再埋葬

DNA分析(STR型の分析を基本)

※身元特定のためのDNA鑑定も並行して実施

※常染色体STR型、Y染色体STR型、ミトコンドリアDNA型を分析
※データベースの参照に必要なDNA型が検出できない場合は、次世代シーケンサによるSNP分析や専門家による総合的な判断を検討
※現在身元特定のためのDNA鑑定を実施している鑑定機関において実施

WEB上のデータベースを参照し所属集団を推定

日本人の遺骨であると推定

日本人の遺骨である可能性が低い

所属集団推定のための専門家による会議 ※

次世代シーケンサによるSNP分析で所属集団の推定

日本人の遺骨であると推定

日本人の遺骨である可能性が低い

判定不可(日本人の遺骨である可能性はあるが確実といえないもの、DNAデータが取れないもの)

専門家による総合的な判断
※DNA鑑定や形質鑑定の結果・埋葬資料・遺留品等を総合的に勘案し判断

身元特定のための専門家による会議(DNA鑑定会議)

現地で焼骨・慰霊を行った上で、検体以外の部位を日本に持ち帰り

日本人の遺骨であると推定

日本人の遺骨である可能性が低い又は判定不可

相手国と協議した上で原則返還

身元が特定できた遺骨

遺族に返還

身元が特定できなかった遺骨

千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨(検体は未焼骨で厚労省に保管)

※所属集団推定のための専門家による会議及び対応
WEB上のデータベースを参照したDNA分析や次世代シーケンサによるSNP分析の結果は、所属集団推定のための専門家による会議で議論した上で、その所属集団の推定を行う(「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム報告書(令和2年3月25日)」)

戦没者遺骨鑑定センター運営会議の 開催について

1. 目的

戦没者遺骨鑑定センターの業務の適正運営及び戦没者遺骨の鑑定の適正実施のため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」（以下「会議」という。）を開催し、同センターの年度計画の審議を行うとともに、戦没者遺骨の鑑定方法の見直しや新たな鑑定技術の活用等について議論を行う。

2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。

3. 運営

会議は、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることや DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

戦没者遺骨鑑定センター運営会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
しのだ けんいち 篠田 謙一	国立科学博物館館長
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座特任教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学名誉教授

注 ○は座長

所属集団判定会議の開催について

1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定や形質鑑定の結果、埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案し、日本人の遺骨であるか否かを判断するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「所属集団判定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。
- (2) 構成員の中から、DNA 鑑定分科会を参集する。

3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

所属集団判定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あだち のぼる 安達 登 ※	山梨大学大学院総合研究部医学域法医学講座教授
きたがわ みさ 北川 美佐 ※	大阪医科薬科大学法医学教室技術員主幹
さかうえ かずひろ 坂上 和弘	国立科学博物館人類研究部人類史研究グループ長
さか ひでき 坂 英樹	明海大学歯学部教授
しのだ けんいち 篠田 謙一 ○※	国立科学博物館館長
たけなか まさみ 竹中 正巳	鹿児島女子短期大学生生活科学科長・教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学名誉教授
やまだ よしひろ 山田 良広 ※	神奈川歯科大学歯学部法医学講座歯科法医学分野教授

注 ○は座長

※は DNA 鑑定分科会構成員

身元特定 DNA 鑑定会議の開催について

1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定の結果等を勘案して身元を特定し、遺族に返還するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「身元特定 DNA 鑑定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学等の専門的知識を有する者）。

3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

身元特定 DNA 鑑定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あおき やすひろ 青木 康博	名古屋市立大学大学院 医学研究科法医学分野教授
あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
あさり まさる 浅利 優	旭川医科大学法医学講座准教授
うめつ かずお 梅津 和夫	山形大学医学部医学科法医学教室客員准教授
きたがわ みさ 北川 美佐	大阪医科薬科大学法医学教室技術員主幹
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座特任教授
なかむら やすたか 中村 安孝	東京歯科大学法歯学・法人類学講座講師
はしやだ まさき 橋谷田 真樹	関西医科大学医学部法医学講座准教授
ふくい けんじ 福井 謙二	東京慈恵会医科大学法医学講座定年嘱託教員
まつすえ あや 松末 綾	福岡大学医学部法医学教室講師
みなぐち きよし 水口 清	東海大学医学部客員教授
やまだ よしひろ 山田 良広	神奈川歯科大学歯学部法医学講座歯科法医学 分野教授
よしい とみお 吉井 富夫	元警視庁科学捜査研究所理事官

注 ○は座長

戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会の開催について

1. 目的

戦没者遺骨収集において収集した遺骨の年代測定・所属集団判定のために同位体分析を活用する具体的方法や、活用にあたっての課題等を議論・検討するために、援護担当の大臣官房審議官のもとで「戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙1のとおりとする（同位体分析の専門的知識を有する者）。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は援護担当の大臣官房審議官が指名する。
- (3) 検討会の下に、別紙2のとおり、分析手順・データ検証等を目的としたワーキンググループを開催する。

3. 運営

- (1) 検討会は、原則としてWeb会議形式で開催する。
- (2) 検討会は、公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする。
なお、検討会終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。
- (3) 検討会の庶務は、社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室において行う。

4. その他

このほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が援護担当の大臣官房審議官と協議の上、定める。

戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会 構成員

(五十音順、敬称略)

がくはり 覚張	たかし 隆史	※	金沢大学古代文明・文化資源学研究所助教
そめた 染田	ひでとし 英利		社会・援護局事業課 戦没者遺骨鑑定推進室事業専門官 (併) 防衛医科大学校防衛医学研究センター付 (兼) 琉球大学非常勤講師
たやす 陀安	いちろう 一郎	※	総合地球環境学研究所 研究基盤国際センター 教授
よねだ 米田	みのも 穰	○※	東京大学 総合研究博物館放射性炭素年代 測定室教授

注 1) ○は座長

注 2) ※は、分析手順・データ検証等のワーキンググループ構成員

戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会
分析手順・データ検証等のワーキンググループ構成員

(五十音順、敬称略)

がくはり 覚張	たかし 隆史	金沢大学古代文明・文化資源学研究所助教
たやす 陀安	いちろう 一郎	総合地球環境学研究所 研究基盤国際センター 教授
よねだ 米田	みのる 穰 ○	東京大学 総合研究博物館放射性炭素年代 測定室教授

注) ○は座長